国際条約にみる島の制度(その2)



寺﨑 直通 (東京財団アドバイザー、 全日空㈱総務・CSR部アドバイザー)

はじめに

- 1 海洋法条約不在の時代
- 2 第1次国連海洋法会議から第3次国連海洋法会議へ(以上、前号)
- 3 第3次国連海洋法会議(以下、本号)
- (1) 会議初期—第1会期、第2会期
- (2) 第3会期以降~海洋法条約採択
- 4 第 121 条にみる島の制度の問題点 おわりに

3 第 3 次国連海洋法会議1

(1) 会議初期 一第1会期と第2会期

(a)第1会期 1973年12月3日—15日

第1会期は手続き規則、会議の3つの主要委員会の構成、役員の選出等の手続き事項のみ扱う会期であった。第1、第2、第3委員会が設立され、それぞれの委員会に国連海底平和利用委員会²(以下「平和利用委員会」)の第1、第2、第3小委員会が担当した主題が割り当てられた。手続き規則³については平和利用委員会と国連総会第28会期における決議⁴を踏まえ、海洋法会議では実質問題についてはコンセンサスによって合意に達するようにあらゆる努力を行うべきこと、その努力が尽くされるまでは票決はおこなうべきではないという「票決に関する紳士協定」が成立していたが、そうした国連総会で成立した所謂「紳士協定」の精神を会

議の手続き規則に如何に具体化するかは、多くの国の大きな関心事であり交渉はまとまらず、合意を得る事はできなかった。結局当手続き規則は第2会期のはじめに採択された。

(b)第2会期 1974年6月20日—8月29日

上述したように会議が先ず決定しなければならなかったのは会議の組織事項と手続き規則であった。採択された手続き規則によると本会議では、定足数を参加国の3分の2と定め、票決については出席して投票する国の3分の2で且つ会議参加国の過半数以上を求めるものであった。委員会では、定足数は会議参加国の過半数、票決は出席し投票する国の過半数とされた。議長宣言として承認された「票決に関する紳士協定」は海洋についての諸問題は相互に密接に関連しており一括して検討される必要があり、出来る限り広く受容される単一の海洋法条約の採択が望まれることに鑑み海洋法会議では、実質問題についてはコンセンサスによって合意に達するようあらゆる努力を行うこと、その努力が尽くされるまでは実質問題についての票決を行うべきではないことを謳っている 5 。

第2委員会は海洋法一般の主題を審議する委員会で、第2会期において「島の制度」に関する以下の主題が同委員会に割り当てられた:

- (i) Item"6.6.5 Regime of islands under foreign domination and control in relation to zones of exclusive fishing jurisdiction."
- (ii) "item 19 Regime of islands:
 - "(a) Islands under colonial dependence or foreign domination or control:
 - "(b) Other related matters."

上記のように「島の制度」単独ではなく、政治権力の独立性、専管漁業水域等の他の主題と関連する場合に審議されうるとした。

第3次国連海洋法会議ではその後1982年の採択まで長期にわたる交渉が繰り広げられたが「島の制度」に関するほとんどの宣言、提案はこの第2会期において提出されている。平和利用委員会への提案を行った

¹ The Third United Nations Conference on the Law of the Sea

² The United Nations Committee on the Peaceful Uses of the Sea-Bed and the Ocean Floor beyond the Limits of National Jurisdiction

³ Rules of Procedure (A/CONF.62/30/Rev.3)

⁴ 国連総会決議 3067

⁵ Official Records of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Vol. I, p.52.

同じような国々によって多くの提案が提出された。カリブ海、南太平洋・オセアニアの島嶼国よりの提案、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国より新しい基準である政治権力の独立性を「島の制度」の定義に加えるよう主張する提案もあった。トルコ、ギリシャといったエーゲ海に面する国々がエーゲ海の境界線画定を念頭に、またルーマニアも「島の制度」、境界画定における島(island)と小島(islet)の取り扱いに関する提案を提出した。小論では第2会期に提出された島に関する19の公式提案の中から、国際条約における島の制度を考察する上でルーマニア提案(2提案);ギリシャ提案(4提案);オセアニア4か国提案;トルコ提案;アフリカ14か国提案;ウルグアイ提案を検証した。

ルーマニアの境界画定に関する島の提案: Draft article on delimitation of marine and ocean space between adjacent and opposite neighbouring States and various aspect 6

"Article 2

2. Islands which are situated in the maritime zones to be delimited shall be taken into consideration in the light of their size, their population or the absence thereof, their situation and their geographical configuration, as well as other relevant factors." 当第2条2項ルーマニア提案は境界画定されるべき海洋空間に位置する島はその面積の大小、居住の有無、地理的位置、地形、その他の関連

した事実に依って考慮されるべきというものである。

3. Low-tide elevations, islets and islands that are similar to islets (of small size, uninhabited and without economic life) which are situated outside the territorial waters off the coasts and which constitute eminences on the continental shelf – whether lighthouses or other installations have been built on them or not – and man-made islands - regardless of their dimensions and characteristics – shall not be taken into consideration in the delimitation of marine or ocean space between neighbouring

States.

上記第2条2項の条件を更に明確にすることを試みたもの。低潮高地、小島、小島に類似する島(面積の小さく、人間の居住が無く且つ経済生活の存在しない)で領海以遠に存在するものは、たとえ灯台や他の施設が存在している場合も、又人工島の場合はその面積の大小に関らず近隣諸国との海洋空間画定に際して考慮されない。

5. The provisions of the present article shall not be applicable to islands and to other naturally formed areas of land which constitute part of an island State or of an archipelagic State." 上記の規定は島嶼国家又は群島国家には適用されないと条文化。

<u>ルーマニアの小島と小島に類似する島の定義およびこれに適用される制度に関する提案</u>: Draft articles on definition of a regime applicable to islets and islands similar to islets.⁷:

"Article 1

1. An islet is a naturally formed elevation of land (or simply an eminence of the sea-bed) less than one square kilometer in area, surrounded by water, which is above water at high tide.

小島の定義は、島の場合同様、自然に形成された陸地であって、水に 囲まれ、高潮時においても水面上にあるもので、且つその面積が1平方 キロメートルに満たないものをいうと定義した。

2.An island similar to an islet is a naturally formed elevation of land (or simply an eminence of the sea-bed) surrounded by water, which is above water at high tide, which is more than one square kilometer but less than ... square kilometers in area, which is not or cannot be inhabited (permanently) or which does not or cannot have its own economic life. "

小島に類似する島の定義は、上記 Article 1. の条件を満たし且つ面積が1平方キロメートル以上、…平方キロメートル以下のものと定義。更に人間が永住できないか、あるいは独自の経済生活を営めないものと定

⁶ Ibid., vol. III, Document A/CONF.62/C.2/L.18.

⁷ Ibid., vol. III, Document A./CONF.62/C.2//L.53